平成２０年（フ）第１４０７号
横浜市鶴見区東寺尾４丁目７番11号、破産手続開始決定時の住所横浜市鶴見区仲通１丁目57番地２
破産者　佐藤千佐子
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１４０８号
横浜市鶴見区東寺尾４丁目７番11号、破産手続開始決定時の住所横浜市鶴見区仲通１丁目57番地２
破産者　佐藤　和重
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１４０９号
横浜市鶴見区東寺尾４丁目７番11号、破産手続開始決定時の住所横浜市鶴見区仲通１丁目57番地２
破産者　佐藤　秀和
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０７号
横浜市都筑区早渕１丁目19番34号　栗原テラスＡ－２、開始決定時の住所横浜市都筑区早渕１丁目18番19号　クランメールＣ
破産者　山田登美子
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５３号
横浜市鶴見区下末吉５―24―45　佐藤方、住民票上の住所東京都大田区鵜の木２丁目46番７号
破産者　菅原　周子
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３５０号
金沢市高尾南１丁目128番地
破産者　辻　　照雄
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第６１６号
石川県能美市来丸町107番地
破産者　東出　孝則
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第６９６号
石川県かほく市遠塚イ127番地１
破産者　山本　啓一
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１９８号
金沢市高尾台１丁目301番地　オークビレッジ101号室
破産者　山下　康正
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２８２２号
名古屋市千種区神田町５番７号
破産者　目黒　　弘
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３９１９号
名古屋市守山区桔梗平２丁目2408番地　ラ・セレッサ201号、開始決定時の住所愛知県春日井市牛山町1844番地13
破産者　野島　勝代
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３９５２号
名古屋市中川区野田１丁目348番地
破産者　石田さゆり
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５６号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘17棟105号
破産者　加藤　大作
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７６４号
名古屋市西区名駅３丁目７番９号　ジョイフル名駅403号
破産者　末永　　榮
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７６号
名古屋市中川区高畑１丁目116番　ブランシェ103号、住民票上の住所名古屋市守山区八反３番23号
破産者　大槁　律子
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３９号
愛知県清須市寺野花園70―２、住民票上の住所愛知県清須市寺野元町212番地
破産者　村瀬　英夫
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１８年（フ）第８４５１号
大阪市北区天満１丁目21番12号　ユーパレス天満301号室、開始決定時の住民票上の住所大阪市西区立売堀４丁目３番16号
破産者　牡丹　則行
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第１０８１１号
大阪市此花区島屋６丁目２番100―1215号
破産者　田中美代子
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第１０８１２号
大阪市此花区島屋６丁目２番100―1215号
破産者　田中　　昇
１　決定年月日　平成21年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部